

5月24日（火）から総合健診が始まります！

健診を受けに行きましょう！

※小城市国保の特定健診受診率は38%!! (平成26年度)

年に1回
健診を受ける
ことを習慣に
しましょう



小城市ホームページから
総合健診 日程表 検索



この封筒を5月中旬に
全ての世帯へ発送します！

健診を受けるメリット

- ☑ 高血糖などの生活習慣病を早期発見でき、重症化を防ぐ。
- ☑ がんを早期発見できる。
- ☑ 健診結果に合わせた保健指導が受けられる。

総合健診の日程

【受付時間】
8時30分～
10時30分

会場	日程
ひまわり（芦刈町）	・ 5月24日（火）～5月30日（月）（5月28日（土）を除く） ・ 10月25日（火）
アイル（牛津町）	・ 6月2日（木）～6月9日（木） ・ 10月20日（木）
桜楽館（小城町）	・ 6月14日（火）～6月21日（火）（6月18日（土）を除く） ・ 7月1日（金）～7月7日（木） ・ 10月23日（日）、10月24日（月）、11月18日（金）
ゆめりあ（三日月町）	・ 7月20日（水）～7月28日（木） ・ 10月21日（金）、11月20日（日）

健（検）診の項目と内容

小城市ホームページから
健診 種類 検索

	対象者	自己負担額	健診内容	持ってくるもの
特定健診 （小城市の国保加入者）	40～74歳 （小城市の国保加入者）	1,000円	・ 問診 ・ 計測（身長、体重、腹囲、血圧） ・ 尿検査	・ 特定健診受診券 ・ 保険証 ・ 総合健診実施通知書
一般健診	20～39歳	1,500円	・ 血液検査 （血糖・脂質・肝機能・腎機能など） ・ 医師の診察	・ 総合健診実施通知書
後期高齢者健診	75歳以上等の後期高齢者 医療保険加入者	無料		・ 総合健診実施通知書
結核検診	65歳以上	無料	胸部レントゲン撮影	
肺がん検診	40歳以上	レントゲン 100円 レントゲン+喀痰 600円	胸部レントゲン撮影 （必要な人のみ喀痰検査）	
胃がん検診	40歳以上	800円	胃透視（バリウム）	
大腸がん検診	40歳以上	400円	便潜血反応検査（2日間法）	・ 総合健診実施通知書
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	500円	子宮頸部細胞診検査	
乳がん検診	40歳代の女性（2方向） 50歳以上の女性（1方向）	1,100円 600円	マンモグラフィ（乳房X線撮影）	※がん検診の問診票は 会場でお渡しします。
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円	血液検査（PSA値）	
肝炎ウイルス検診	20歳以上で過去に検査を 受けていない人	無料	血液検査 （B・C型肝炎ウイルス検査）	
骨粗しょう症検診	40歳以上	500円	手のレントゲン撮影	

※社会保険（協会けんぽ、共済組合、国保組合、健康保険組合など）に加入されている被扶養者（40～74歳）には、その保険者から「特定健診受診券」が発行されます。総合健診で特定健診を受ける人はその「受診券」と「保険証」をお持ちください。※後期高齢者医療加入者と生活保護世帯は全ての健（検）診が無料です。

※がん検診で100%がんが見つかるわけではありません。がんが見つけない場所にあたり、見つけづらい形である場合もあります。
※がん検診では、がんがなくても精密検査や治療が必要と判定される場合があります。

問 健康増進課（西館1階）【担当】北古賀・原田 ☎37・6106

20歳以上の市民対象

健康づくりを頑張って「あーも!くん」シールを3枚集めよう!!

おぎ健康マイレージ



シール 1 枚 特定健診やがん検診を受診



シール 2 枚 健康づくり事業や自分で取り組む健康づくりに参加・実践



あーも!くんシールを3枚集めて
保健福祉センター利用券
または景品と交換!!

以下の①～③のいずれか1つ

- ①入浴またはトレーニング室利用券
 - ②500円相当の食事券 (ひと月先着10人)
 - ③景品 (万歩計)
- ※利用券・景品の交換および利用券の有効期限は平成29年3月31日までです。

おぎ健康マイレージパンフレット配布期間 平成28年5月2日～平成29年3月31日

「健康マイレージ」とは、特定健診やがん検診(集団および個別)の受診、健康づくり教室への参加、自分で取り組む健康づくり(週1回の休肝日、野菜を先に食べるなど)でもらえるシールを集めながら、健康づくりへの関心を高めてもらう取り組みです。

問 健康増進課 (西館 1 階) 【担当】 篠原・荒木 ☎37・6106

「有料広告募集」PRにご活用ください

小城市ホームページから

有料広告

検索

問 総務課 (西館 2 階) 【担当】 柿本・高塚 ☎37・6113

広報「さくら」

小城市広報「さくら」に掲載している広告は、市との契約に基づき、広告代理店が取り扱います。

広告内容や料金についての問い合わせや掲載の申し込みは、下表の広告代理店までお願いします。

小城市ホームページ

「小城市ホームページ」に掲載する有料広告を募集しています。

◆料金

縦60ピクセル×
横220ピクセル

1枠あたり

月額5,000円

(消費税・地方消費税を含む)

詳細はお問い合わせください。

さい。

※広告の内容が

・選挙、政党もしくは政治団体または政治活動に関係がないこと

・宗教団体による布教推進を目的としないこと
など基準があり、場合によっては掲載できないことがあります。

広告媒体	期間	問合せ
広報「さくら」 (15,530部発行)	4月～ 平成29年3月	株式会社 音成印刷 ☎73・4113 FAX73・3540
小城市ホームページ (約15,000アクセス/1か月平均)	随時受付	小城市総務課 秘書広報係 ☎37・6113

高齢者の肺炎球菌予防接種についてのお知らせ

小城市ホームページから
高齢者肺炎球菌 検索

健康増進課（西館1階）【担当】南里・辻 ☎37・6106

〈平成28年度対象者〉

年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～ 昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日～ 昭和17年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日～ 昭和12年4月1日生
85歳	昭和6年4月2日～ 昭和7年4月1日生
90歳	大正15(昭和元)年4月2日～ 昭和2年4月1日生
95歳	大正10年4月2日～ 大正11年4月1日生
100歳	大正5年4月2日～ 大正6年4月1日生

平成28年度、高齢者肺炎球菌定期接種の対象は次のとおりです。
対象者には4月上旬にはがきを送付しています。

接種期限
平成29年3月31日(金)
※期限を過ぎると全額自己負担(8,000円程度)となります。

対象者
次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人
※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を自費・公費問わず接種をしたことがある人は対象外となります。

①平成28年度中に左記の年齢となる人
②接種当日に60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある人
(身体障害者手帳1級程度)

接種回数 1回

費用(自己負担額)
2,500円
※医療機関でお支払いください。生活保護受給者には費用免除があります。

医療機関へ持参するもの

- ・健康保険証
- ・生活保護受給者は、証明書
- ・60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳
- ・予診票(市外で接種する人)
- ※市内の医療機関には予診票を準備しています。
- ※市外の医療機関で接種を希望する人は、医療機関へ予約後、予診票を健康増進課、各保健福祉センターまたは、各出張所市民課窓口でお受け取りください。

接種場所
県内の医療機関であれば接種できますが、一部の医療機関で接種できない場合があります。

必ず事前に医療機関にご確認ください。

市内の接種できる医療機関は、4月上旬に全戸配布している「平成28年度小城市健康カレンダー」の裏面をご覧ください。

子宮頸がん予防ワクチン接種について

小城市ホームページから
子宮頸がん予防 検索

健康増進課（西館1階）【担当】南里・辻 ☎37・6106

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成25年4月から定期の予防接種として位置付けられました。しかし、ワクチン接種後の副反応などの報告を受け、厚生労働省で審議された結果、ワクチン接種の積極的勧奨を一時差し控えるよう勧告がなされました。その後も審議されていますが、今後も「積極的勧奨の差し控え」の状態が続いています。

これを受け、現在、市でも、積極的な接種勧奨(中1女子への個人通知など)を差し控えています。対象者(小6・高1の女子)で接種を希望する人は、無料で受けることができます。

接種の際は、有効性とリスクを十分理解した上で接種をしてください。

※今後の新しい情報は、広報誌やホームページなどでお知らせしていきます。

平成28年度 小城市国保人間ドック助成の 申し込みを受け付けます

小城市ホームページから

人間ドック 費用助成 検索

過去の小城市国保人間ドック受診回数の少ない人を優先し **抽選** します

- ◆**対象者**
- ・申請日時点で小城市国民健康保険の加入期間が1年以上の人
 - ・平成28年4月1日現在、30歳以上で検査日に75歳未満の人
 - ・国民健康保険税を完納している世帯の人
 - ・平成28年度の特定健診※を受診していない人

※特定健診とは40歳以上75歳未満の人を対象とした健診のことです。

◆**申込期限** 5月23日（月）〔必着〕

◆**申込方法** 助成希望者は、下記の助成申込書に必要事項を記入し、国保年金課、または各出張所市民課窓口で直接申し込むか、郵送で申し込んでください。

◆**定員・個人負担額**

①**市内の医療機関で受ける人**（定員150人）※市内の指定医療機関に限ります。
個人負担は10,000円（小城市国民健康保険から26,500円を助成します）

②**市外の医療機関で受ける人**（定員20人）
受診にかかった費用の7割のうち、26,500円を上限として助成します。

◆**助成期間** 平成29年1月31日までの検査分

※市外へ転出した場合や他の健康保険に加入した場合は、受診決定後であっても助成できません。

※健診結果に基づき、市の保健師などが事後指導を行う場合があります。

◆**申込受付後の通知について**

抽選後、助成の「可・否」を通知します。

助成対象となった人は、「小城市人間ドック助成券」を受け取りに必ずご来庁ください。

【問合せ・申込み】 ☎845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2
国保年金課（西館1階） 【担当】 梅木・相原 ☎37・6101



キ リ ト リ 線



平成28年度 小城市国民健康保険 人間ドック助成申込書				
	受診者名	生年月日	性別	受診を希望する医療機関
1		S 年 月 日	男 ・ 女	☐ 市内 ☐ 市外
2		S 年 月 日	男 ・ 女	☐ 市内 ☐ 市外
住所	〒 小城市 町			
日中連絡のつく電話番号		() -		

取得した個人情報は、申請者との連絡のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

生きがいデイサービスを利用しませんか

小城市ホームページから
生きがいデイサービス 検索

問 高齢障がい支援課（西館1階）【担当】古川・野田 ☎37・6108

生きがいデイサービスとは？

体操や運動、趣味活動などを行うことで介護予防や毎日を楽しく過ごしてもらうことを目的としています。

対象者

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちな人
※申込後に訪問調査を行います。

内容

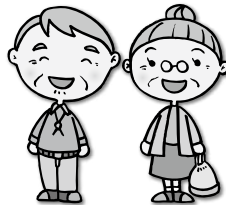
デイサービスセンターなどで、趣味、教養講座、軽スポーツ、創作活動などの生きがい活動を行います。
送迎、入浴、昼食もあります。

活動場所

- ①小城市・三日月町に住む人
生きがいデイサービスセンターきらら（三日月町）
- ②牛津町・芦刈町に住む人
ひまわり（芦刈町）



▲生きがいデイサービスでの様子



利用回数

原則週に1回（月～金）

時間

9時～15時（送迎含む）

利用料

1,000円/回

手続きの流れ

相談・申し込み→訪問調査→審査→利用決定

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

問 ●高齢障がい支援課（西館1階）【担当】野田・林 ☎37・6108
●佐賀中部広域連合 業務課 【担当】塚崎・田中 ☎40・1135

平成28年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などによって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成28年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成28年2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります）

普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成28年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成27年度住民税の課税状況などにより算定した保険料を暫定的に納付することになります。

平成28年度の納入通知書は、4月中旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

4月2日以降に65歳になる人

介護保険料の納入通知書を65歳になる月（誕生日の前日の属する月）の翌月に送付します。

納付方法は、普通徴収となり、年金天引きの開始は、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。

口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免などの制度があります。

また、保険料段階が第2段階または第3段階の人を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。

税務課からのお知らせ

小城市ホームページから

市税 納期限一覧 検索
軽自動車税 減免 検索

税務課 (西館1階) ☎37・6103

〈納期限について〉

【担当】井手・山口

〈減免手続きについて〉

【担当】上野・今泉

納期限一覧

税金は納期限内に納めましょう

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税 (普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限日			5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/28	1/31	2/28	3/31

安心・便利・確実な口座振替をご利用ください！

口座振替ができる税金

- ・市県民税 (普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税 (普通徴収)

申込方法

手続き方法

市内にある左記の金融機関に、必要なものを持参し、手続きしてください。

口座振替ができる金融機関

佐賀銀行／佐賀共栄銀行／九州労働金庫／佐賀東信用組合／佐賀県農業協同組合／佐賀県信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行

必要なもの

- ・振替する口座の預(貯)金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・納税通知書など振替内容が確認できるもの

※申し込みから振替開始まで1か月ほどかかります。

注意 振替ができなかった場合の再振替は行いません。

軽自動車税の減免手続きについて

障がいのある人の移動のために所有している軽自動車が一定の要件を満たす場合、減免の対象となります。

注意事項

- ・減免を受ける車両は、普通自動車(県税事務所申請分)を含め1台のみです。
- ・減免を受けた場合、福祉タクシー券の交付は受けられません。

※車両の登録事項に変更がない場合は、今回申請をする必要はありません。

申請に必要な書類

- ・納税通知書
- ・身体障害者手帳等(原本)

・運転者の運転免許証(表裏写し可)

・車検証

・印かん(認め印で可)

・使用目的証明書

(家族が所有、または運転する場合)

・申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

申請期間

5月初旬(納付書が手元に届いてから)～5月31日(火)
※申請期限を過ぎた場合は受け付けできません。

申請場所

税務課(西館1階)
詳細はお問い合わせください。

軽自動車税・固定資産税納税通知書の発送日

今年度の納税通知書の発送日は4月28日(木)です。

子どもの医療費助成制度を拡充します

小城市ホームページから
子どもの医療費 検索

問 社会福祉課（西館1階）【担当】中島・南里 ☎37・6107

《小学校就学前》

入院	上限1,000円
通院	上限500円を2回目の受診まで ※3回目からは無料
調剤	無料

子ども医療費受給資格証を医療機関へ提示し、保護者負担金のみを医療機関で支払います。

《小学校就学前》

助成方法↓現物給付方式

子どもの医療費受給資格証を医療機関へ提示し、保護者負担金のみを医療機関で支払います。

助成内容

（1か月1医療機関あたり）

病気やけがをして医療機関などを受診した場合に、医療保険で支払った自己負担額の一部を助成します。

概要

平成28年7月診療分から、通院費の助成対象が中学3年生までになります。
子どもの医療費助成制度

《小・中学生》

入院	上限1,000円
通院	上限500円を2回目の受診まで ※3回目からは無料（7月1日～）
調剤	無料

拡充しました

子ども医療費受給資格証を医療機関へ提示し、保護者負担金を差し引いた額の払い戻しを受けることができます。

《小・中学生》

助成方法↓償還払い方式

いったん保険適用分全額を医療機関で支払った後、社会福祉課へ申請（領収書添付）することで後日保護者負担金を差し引いた額の払い戻しを受けることができます。



5月5日（こどもの日）から1週間は児童福祉週間です

小城市ホームページから
子育て短期支援 検索

問 社会福祉課（西館1階）【担当】永淵・日吉 ☎37・6107

平成28年度「児童福祉週間」標語 最優秀作品
「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」

未来を照らす 道しるべ

子どもの健やかな成長について考えようと、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」と定められています。

育児に対する援助を
ご利用ください

家庭児童相談

子育てに関する悩みを一人で抱え込まずに、気軽にご相談ください。社会福祉課では、家庭相談員が、子ども（18歳未満）を養育する上でのさまざまな悩みごと・心配ごとの相談に応じています。

・日時 月～金曜日

（祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分

・場所 社会福祉課
（西館1階）

利用者の世帯区分	1人1日あたりの利用料金	
	2歳未満児	2歳以上児
市町村民税課税世帯	2,800円	1,500円
市町村民税非課税世帯	600円	600円
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭	無料	無料
生活保護世帯	無料	無料

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、病気や出産、冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育が困難になった時に児童養護施設でお預かりします。

宝くじの助成事業で看板を設置しました

問 建設課 (東館1階)

【担当】西田・小副川 ☎37・6120

一般財団法人日本宝くじ協会からの助成事業により、小城市岩蔵江里山区に土砂災害警戒区域等を明示した看板を設置しました。

今後は地域の危険箇所の把握に利用されるなど、地域防災への貢献が期待されます。



▲土砂災害警戒区域等を明示した表示板



児童扶養手当の手当額が変更になります

小城市ホームページから
児童扶養手当 検索

問 社会福祉課 (西館1階)

【担当】牟田・中島 ☎37・6107

平成28年3月分まで	
全部支給	一部支給
42,000円	9,910円～ 41,990円

平成28年4月分から	
全部支給	一部支給
42,330円	9,990円～ 42,320円

平成28年度の児童扶養手当額は4月分(8月支給分)から変更になります。

児童1人のとき

児童3人目以降

児童2人のとき

5,000円加算

児童が1人増すごとに

3,000円加算

※第2子と第3子以降の
加算額は変更ありません。

平成28年度 小城市就学相談会を開催します

小城市ホームページから
就学相談会 検索

問 申

●学校教育課 (東館2階) 【担当】松崎・石丸 ☎37・6131

●保育幼稚園課 (西館1階) 【担当】福地・円城寺 ☎37・6109

就学相談ってなあに？

子どもの教育を専門にしている学識経験者や教職員が「ことばの発達に遅れがある」「見えにくかったり聞こえにくかったりする」「手足が不自由」「病気がち」「行動に落ち着きがない」など就学に不安がある人の相談に応じます。

この相談では、平成29年度の就学(小学校・中学校)に向け、子どもにとってどのような学びの場で教育を受けた方がよいか理解を深めていただくとともに、助言や情報提供を行います。

《小城市就学相談会》

・実施日 5月20日(金)

9時～16時

・相談場所 桜楽館

※特別支援学校ごとの就学相談会は8月ごろに実施予定です。

申込方法

・子どもが通っている学校や幼稚園、保育所などで申し込みください。

・家庭で保育されている場合は直接、保育幼稚園課へ申し込みください。

申込期限 5月6日(金)



平成28年度 じんけんふれあいセミナー受講生募集

【受講料無料】

小城市ホームページから じんけんふれあい 検索

第2回のフィールドワークは定員60人を超える参加希望があった場合、抽選となる場合があります。

	開講日	講師	内容 テーマ	場所
第1回	6月16日(木) 13時30分～15時15分	おおや のりお 大屋 徳夫 さん (養福寺住職)	「ハンセン病」	アイル
第2回	7月15日(金) 7時～18時	現地研修 フィールドワーク	水俣病公式確認60年 公害の原点「水俣病」の現地を 訪ねる(予定)	熊本 水俣病資料館 (予定)
第3回	8月5日(金) 14時～15時45分	いちりゅうさい はるみ 一龍斎 春水 さん (講師)	【人権・同和問題講演会】 一龍斎春水が語る「火垂るの墓」	ドゥイング三日月
第4回	10月25日(火) 13時30分～15時	よしおか たけひこ 吉岡 剛彦 さん (佐賀大学 文化教育 学部准教授)	「テレビから考える男女共同参画 メディアにおける女と男の描かれ方」	ゆめぷらっと小城
第5回	12月3日(土) 13時30分～16時	未 定	【じんけんふれあい講演会】 人権啓発ポスター・作文表彰式	ドゥイング三日月
第6回	1月20日(金) 9時30分～11時30分	いけだ ゆたか 池田 豊 さん (元虹の松原学園主任 自立支援専門委員)	「子どもの人権」	ゆめぷらっと小城

- *都合により講座などの内容を変更することがあります。あらかじめご了承ください。
- *受講希望者は、下記の受講申込書に必要事項を記入し、人権・同和对策室(西館1階)または各公民館に提出してください。(FAX・郵送可)
- *全6回受講者には、修了書を授与します。

申込期限 5月20日(金)

【問合せ】

〒845-8511 (小城市役所専用の郵便番号)
小城市社会人権・同和教育推進協議会事務局
(人権・同和对策室)
☎37・6136 FAX37・6160



キ リ ト リ 線



平成28年度「じんけんふれあいセミナー」受講申込書

住所	電話 () -
ふりがな 氏名	携帯 - -

取得した個人情報、受講者との連絡、フィールドワーク時の保険加入のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

*** 人権・同和对策室(西館1階)または各公民館に提出してください ***

平成27年度人権に関する市民意識調査の報告①

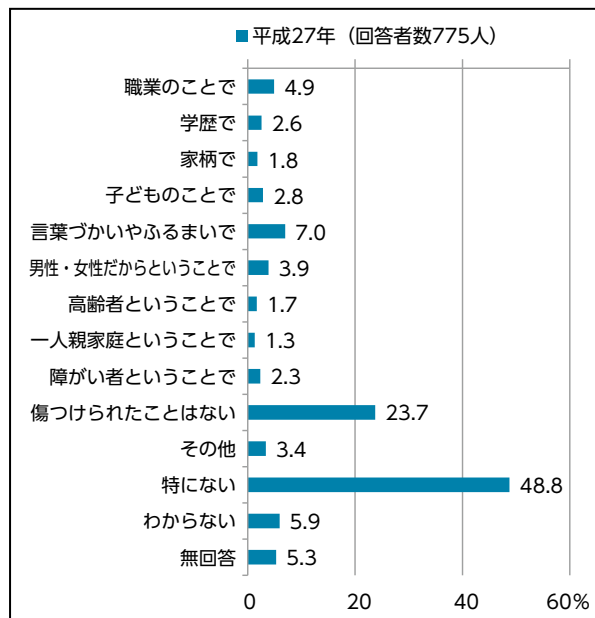
この調査では、平成27年8月、市内の20歳以上の2,000人にアンケートを配り、775人から回答を得ました。今後、数回にわたり、結果を紹介します。

【問】あなたや家族の人が、この1年間で、他人から人権を傷つけられたことがあると思う人は、該当するものを全てあげてください。(複数回答)

この問では、右のグラフのように、「特にない」、「傷つけられたことはない」という人が多くいました。しかし、「言葉づかいやふるまい」など、いろいろな項目により人権を傷つけられたことがある人もいます。また、他の問で、他人の人権を傷つけたことがあるかもしれない、傷つけたことがあるという人は合わせて62%いました。

人権について他人事ではなく、自分自身の問題として考え、行動や言葉、心の中に差別する気持ちがいないか見直してみるのも大切です。

人はそれぞれ違うという当たり前の事を忘れずに、学歴や職業などではなく、「その人自身を知り、違いを認め合う」という大切なことを見失わないようにしたいものです。



高齢者の人権を考える

社会教育指導員 古川教子

3月に認知症JR事故の裁判で「家族は免責」という最高裁の判決が出ました。

認知症の人を介護する家族にとっては朗報と伝えられましたが、介護の実態や家族と介護者の関係性などを総合的に考慮して賠償責任の有無を判断する必要があるとされ、介護する家族にとって気の抜けない、大きな課題と言えます。

また、認知症患者が他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりした場合、認知症家族はどこまで被害者に対して賠償責任を負うのが問題となります。

家族が、高齢者の徘徊や転落を防ぐために、車イスやベッドに紐でくくりつけたり、自分で開けることのできない部屋に閉じ込めたりすれば「身体的拘束」として高齢者への虐待となります。

また、高齢者への就職差別や心理的虐待などの人権問題も発生します。

これから超高齢化社会となり、老老介護が急速に増加していく現在では、介護される人だけの問題ではなく、介護する人の人権も考えていかなければなりません。老老介護に疲れた末での悲惨な事件をみても、誰かに責任を押しつけることはできません。

高齢者の人権を考える上で、介護についての法整備や保険制度、補償の在り方を考えていくことが大切です。他人事ではなく、私たち自身のこととして捉え、家族を含め、地域や職場、社会全体で手を取り合い、支えあい、見守っていけるようにしたいですね。



高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給します

小城市ホームページから
高齢者向け給付金 検索

問 社会福祉課（西館1階）【担当】中島・南里 ☎37・6107

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が受けにくい低年金受給者に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

支給対象者

次の①、②、③の全てに該当する人

①平成27年1月1日（基準日）時点の住民基本台帳に登録されている人

②平成27年度市民税（均等割）が非課税の人

③①、②の条件を満たし、平成28年度中に65歳以上となる人

※ただし、次の人は対象外です。

- ・平成27年度市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族など
- ・生活保護制度内で対応される被保護者など

給付額（1人につき）

30,000円

申請・支給手続き

具体的な手続き方法や申請書などは、4月中旬に対象者へ発送しています。

受付期限 8月15日（月）



小城市地域福祉計画有識者懇話会の委員を募集します

小城市ホームページから
地域福祉計画 検索

問 社会福祉課（西館1階）【担当】中島・南里 ☎37・6107 ✉fukushi@city.ogi.lg.jp

小城市地域福祉計画の策定に、広く市民の意見を反映させるため、小城市地域福祉計画有識者懇話会の委員を募集します。

募集人員 2人

応募資格

地域福祉計画の策定に関心があり、次のすべての要件に該当する人

①市に居住する満20歳以上の人（平成28年4月1日現在）

②国もしくは地方公共団体の議員または市の常勤の職員でない人

③平日に開催する懇話会に出席可能な人

任期および活動内容

- ・6月～平成29年3月
- ・委員は有識者懇話会（年4回）に出席し、計画策定において協議・検討します。

報酬

2,500円／回

応募書類

「公募委員申込書」に住所、氏名、年齢、電話番号および職業を記入し、次のテーマによる小論文（400字以上800字以内、様式自由）を作成し、提出してください。

小論文テーマ：「地域の福祉課題と、その解決のために地域にできること」

※応募書類は返却しません。
※「公募委員申込書」は、社会福祉課地域福祉係で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

応募方法

社会福祉課へ持参、郵送またはEメール

応募先

〒845-1851

（市役所専用番号）

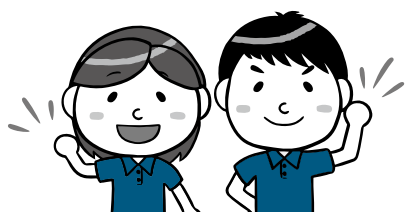
社会福祉課 宛

応募期限 5月20日（金）

※郵送の場合は当日消印有効

「ひとりひとりが大切にされるまち、小城市へ」 ～ワークショップ開催～

問 企画政策課（西館2階）【担当】池田真・山田 ☎37・6115



市では『男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして』を基本目標に、「小城市男女共同参画プラン（計画期間：平成19～28年度）」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。今後5年間のプラン策定に伴い皆さんの声を生かしていくため、ワークショップを開催します。

日時 5月28日（土）
9時30分～12時

場所 アイル

対象者

市民または市内の事業所に勤務する人

テーマ

「ひとりひとりが大切にされるまち、小城市へ」

講師・ファシリテーター

ワークショップデザイナー
高崎 恵さん

その他

参加に際し、子どもの一時保育を利用できます。
一時保育を希望する人は、5月25日（水）までに企画政策課までご連絡ください。

犬・猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します

小城市ホームページから
犬・猫 検索

問 環境課（西館1階）【担当】下川・久本 ☎37・6102



手術一週間前までに申請が必要です！



毎年、無秩序な繁殖で産まれた子犬や子猫が、不幸にも多数殺処分されています。
不必要な繁殖を防止し、適正に管理していただくため、不妊去勢手術費用の一部を補助します。

対象者

- ・市に居住（住民基本台帳に記載されている人）し、市税などを滞納していない人
- ・補助対象者の所有する販売を目的として飼育されていない犬と猫
- ※犬の場合は、登録を行い、当該年度に注射済票の交付を受けていること。

申請方法

環境課で申請書に必要事項を記入し、提出してください。

※手術を受けられた後に申請されても受け付けできません。

※補助金には限りがあり、年度内でも受け付けを終了する場合があります。

狂犬病の予防接種はお済みですか？

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

補助額

対象	性別	補助額
犬	雄	3,000円
	雌	5,000円
猫	雄	2,000円
	雌	3,500円

（当該年度2頭まで／1世帯）

経済センサスー活動調査を実施します

小城市ホームページから
経済センサス 検索

問 企画政策課（西館2階）【担当】池田博・伊東 ☎37・6115

経済センサスは、すべての事業所と企業を対象に、経済活動などの把握のために行います。

調査期日

6月1日(水)

調査項目

- ・会社や店の開設時期
- ・働いている人の数
- ・売上げや主な事業内容など

調査方法

調査員が調査書類を配布し、オンライン回答または記入済みの調査票を回収します。

※オンライン回答が確認できた場合、調査員の再訪問はありません。

なお、調査書類は郵送で配布する場合もあります。

調査日程

調査書類配布

5月20日(金)～31日(火)

調査票回収

6月1日以降

調査員が伺った際には、回答をお願いします。

市民活動を支援します

小城市ホームページから
市民活動センター 検索

問 企画政策課（西館2階）【担当】池田真・山田 ☎37・6115

1月に「市民活動センター」を開設しました。団体などの活動支援、市民活動に関する講座の開催や市民活動に関する相談の受け付けなどを行っています。ぜひ、ご利用ください。

市民活動センター

場所

ゆめぷらっと小城 2階

開館時間

11時～19時

休館日

月曜日、年末年始

施設概要

- ・市民活動相談カウンター
- ・ミーティングスペース
- ・フリースペース
- ・情報コーナー
- ・市民団体用ロッカー
- ・市民団体用レターケース
- ・パソコン1台（インターネット検索ができます）

電話

☎37・8861

※市民活動センターでは、ロッカーとレターケースの利用団体を募集しています。

ロッカーは、市民活動団体の用品や資料の保管場所として、レターケースは、郵便物の受け取りや団体の情報発信などに利用できます。ご利用には、利用申請が必要です。センターに問い合わせてください。

料金

- ・ロッカー（年1、400円）
- ・レターケース（無料）



『市民活動ガイドブック』に登録しませんか

市内で活動する市民活動団体の情報を掲載した『市民活動ガイドブック』を作成しています。

「団体の活動内容を多くの人に知ってほしい」「一緒に活動する仲間を募集したい」団体は、ぜひ登録

ください。

市民活動とは 市民が自主的・主体的に行う社会公益活動のことです。

登録できる団体

活動拠点

市内

組織 市内で市民活動を行っている5人以上の団体

要件

営利や宗教・政治を目的としない活動であること

登録方法

「登録票」と会則などを市民活動センターへ提出してください。「登録票」は、市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ】市民活動センター

（ゆめぷらっと小城 2階）

担当 西岡・圓城寺

☎37・8861



「協働」「男女共同参画」の補助金を活用 していませんか

小城市ホームページから

市民協働 補助金 検索
男女共同 補助金 検索

問 企画政策課（西館2階）【担当】池田真・山田 ☎37・6115

事業名	①地域リーダー等育成事業	②活動力アップ支援事業
内容	国、地方公共団体、NPOなどが主催、共催または後援する研修などへの参加	地域での課題解決のため、CSOなどが自主的に行う協働によるまちづくり活動
対象	市内CSOに所属する市民または市内の事業所に勤務する者	市内CSOなど
補助率	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内（1人 5万円まで）	1回目 補助対象経費の10分の9以内（1団体 15万円まで）
		2回目 補助対象経費の10分の7以内（1団体 13万円まで）
		3回目 補助対象経費の10分の5以内（1団体 10万円まで）

協働のまちづくり推進事業補助金
地域コミュニティの活性化および特色のある協働によるまちづくり活動に対して補助金を交付します。

※協働 立場や手法が違う組織同士が、共通の目的や課題のために、情報や手法、人的資源などを持ち寄り、対等の立場で協力して働くこと。

※CSO 市民社会組織の略。NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体の呼称。

男女共同参画推進事業補助金

男女共同参画社会の実現に向けて、市内で行う自主的かつ積極的な活動に対して補助金を交付します。

※男女共同参画社会

女性も男性も、誰もがお互いにその人の人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

補助事業	①男女共同参画に関する研修会等参加事業	②男女共同参画に関する研修、啓発活動等開催事業	
		ア 研修会、啓発活動等開催事業	イ 啓発資材作成及び頒布事業
対象	市民または市内の事業所に勤務する者	市内に活動拠点をもち、市内で活動している団体	
補助率（限度額）	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内（1人 5万円まで）	補助対象経費の10分の8以内（1団体 10万円まで）	
補助回数	1年度につき1人1回通算して2回を限度	それぞれ1団体1事業まで	

補助金の申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

佐賀県防災訓練を実施します

小城市ホームページから
佐賀県防災訓練 検索

問 防災対策課（西館2階）【担当】右近・古庄 ☎37・6119



大規模な災害（土砂災害）を想定し、小城市、自衛隊、消防署、消防団、地域の皆さんを中心に避難訓練、避難誘導訓練、避難所設置運営訓練などの訓練を実施します。

訓練当日は、土砂災害3Dシミュレーション、炊き出し訓練、AED取り扱い訓練などさまざまな体験訓練を予定しています。

多くの皆様のご参加、ご協力をお願いします。

日時 5月15日（日）
8時10分～11時30分
（予定）

場所 岩松小学校
※佐賀空港会場、多久会場でも訓練が行われます。

平成28年7月から「定住促進住宅取得奨励金制度」がスタート！

小城市ホームページから

定住促進住宅取得奨励金制度

検索

問 まちづくり推進課（東館1階）【担当】北島・空閑 ☎37・6121

子育て世帯などの定住促進および地域の活性化のため、市内に住宅を取得し5年以上定住される人に、奨励金を交付します。

対象者

転入・転居に伴い市内に住宅を新築・購入された人のうち、その対象住宅に5年以上住むことを前提に、市の住民基本台帳に登録され、市に生活の実態がある人

対象年齢

・新築住宅・建売住宅の取得の場合
申請者またはその配偶者のいずれかが50歳未満の人

中古住宅の取得の場合

申請者またはその配偶者のいずれかが65歳未満の人

対象住宅

一戸建て住宅で取得経費が300万円以上（用地取得費、改修費除く）のもの
・専用住宅の場合
50㎡以上
・併用住宅の場合
居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上かつ50㎡以上

奨励金の申請

・奨励金の申請は、住宅取得から6か月以内に行ってください。
・契約などを締結される前にご相談ください。

奨励金の返還

奨励金の交付後に次のことをした場合、全部または一部を返還していただくことがあります。

・虚偽の申請や奨励金交付要綱に違反したとき
・5年未満に譲渡、交換、取り壊し、退去、転出、転居したとき

事業対象期間

平成28年7月1日～平成32年3月31日

ご注意ください

平成28年7月1日以降の住宅取得（※）を対象とします。
※住宅取得とは、建物の所有権の保存または移転の登記が完了することを行います。ただし、平成28年6月30日以前に工事請負契約・売買契約などを締結したものは対象外です。

【奨励金の種類】最大80万円

住宅の区分	交付対象者		定額	加算				限度額
				子育て世帯※1	三世帯同居※2	市内業者施工	特定地域※3	
新築住宅 建売住宅	50歳未満（申請者または配偶者のいずれか）	転入者	30万円	10万円／人（限度20万円）	10万円	10万円		70万円
		転居者			10万円	10万円		50万円
中古住宅 （空き家含む）	65歳未満（申請者または配偶者のいずれか）	転入者	30万円	10万円／人（限度20万円）	10万円		20万円	80万円
		転居者			10万円		20万円	60万円



※1 子育て世帯加算金 転入する中学生以下の子 10万円／人（ただし、限度額20万円です）

※2 三世帯同居加算金 親、子、孫などの三世帯同居の場合は、親が市内に在住し、子、孫など（中学生以下）が新たに同居する世帯

※3 特定地域加算金 三里小学校区、砥川小学校区、芦刈小学校区の区域に住宅を取得する場合

【上記以外にも交付要件があります。詳細は、まちづくり推進課にお問い合わせください】

平成28年7月から「空き家改修費助成事業補助金制度」がスタート！

小城市ホームページから

空き家改修費助成事業補助金制度

検索

問 まちづくり推進課（東館1階）【担当】北島・空閑 ☎37・6121

市内の空き家を活用し、

定住促進および地域活性化のため、「小城市空き家バンク」に登録された空き家を購入、賃貸または賃借した人が行う空き家の改修工事などに必要な経費に対し、補助金を交付します。

※空き家バンクとは、空き家を「売りたい・貸したい」と、「買いたい・借りたい」人を結びつける制度

対象者

- ・ 空き家バンクに登録された空き家を購入または賃借した人（購入者・借主）
- ・ 空き家バンクに賃貸を目的とした空き家を登録し、入居者が決定している人（貸主）
- ※5年以上住むことを前提に、市の住民基本台帳に登録され、市に生活の実態がある人が対象です。

対象空き家

空き家バンクに登録された空き家のうち、適切に管理されている一戸建て住宅※一戸建て住宅は、専用住宅または併用住宅（居住部分に限る）です。

補助金の額（最大60万円）

① 空き家の改修工事：経費の2分の1（限度額50万円）

② 空き家を利用するための不要物の撤去および処分：経費の2分の1（限度額10万円）

※補助金の交付は、それぞれ1戸につき1回限りです。

補助金の申請

申請は、空き家の売買契約または賃貸借契約を締結した日から6か月以内で、改修工事などに着手する前までに行う必要があります。

補助金の返還

補助金の交付後に次のことをした場合、全部または一部を返還していただくことがあります。

- ・ 虚偽の申請や補助金交付要綱に違反したとき
- ・ 5年未満に譲渡、交換、取り壊し、退去、転出、転居したとき

ご注意ください

平成28年7月1日以降の住宅取得※を対象とします。

※平成28年6月30日以前に売買契約または賃貸借契約を締結し、かつ工事請負契約を締結して改修工事などを行ったものは対象外です。

※他にも交付要件があります。詳細は、まちづくり推進課にお問い合わせください。

入札結果を公表します

小城市ホームページから

入札結果

検索

問 財政課（西館2階）【担当】岸川・古賀 ☎37・6117

（3月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの）

（単位：円、％）

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
平成27年度 スマートインターチェンジ整備事業 高速道路接続線新設工事（1期工事）	水田建設(株)、(株)ナカムラ、(株)嶋本建設、 服巻建設(株)、(株)中部ガス、(株)エイ・ティ・ジー、 (株)豊城建設、(株)江里口造園 小城支店	水田建設(株)	20,088,000 (1,488,000)	21,211,200 (1,571,200)	94.70	財政課 ☎37・6117
平成27年度 林道維持補修事業 林道天山線第2号橋 橋梁補修工事	(株)政工務店、(株)下村建設、(株)久保建設、 岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)下村建設	11,232,000 (832,000)	11,858,400 (878,400)	94.72	

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。



平成28年度 人事異動

平成28年4月1日付けで市職員の人事異動を行いました。係長以上の異動は次のとおりです。

部長級			
総務部長	大橋 隆司	企画政策課 情報政策係長	水田 将司
課長級			
総務部 企画政策課長	熊谷 郁子	市民部 市民課 市民係長	志波美穂子
監査委員事務局長	金丸 清	市民課 窓口係長	相浦 好美
副課長級			
総務部 企画政策課 副課長	楠田 武	環境課 環境係長	下川 康弘
市民部 国保年金課 副課長 兼 後期高齢者医療係長	円城寺祐子	福祉部 社会福祉課 子育て支援係長	古賀 律子
福祉部 社会福祉課 副課長 兼 保護係長 兼 授産場長	中島 弘人	産業部 農林水産課 農産係長	辻田 孝広
建設部 下水道課 副課長	南里 文弘	商工観光課 商工観光係長	樋渡 理香
教育委員会 教育総務課 副課長	橋間奈津子	建設部 建設課 管理係長	納富 武司
教育委員会 保育幼稚園課 副課長	福地 寿子	まちづくり推進課 市街地整備管理係長	岩本 健二
係長級			
総務部 総務課 人事給与係長	森本 剛司	まちづくり推進課 まちづくり推進係長	空閑 剛
財政課 管財係長	西 精一郎	教育委員会 教育総務課 学校給食係長	於保 理恵
財政課 契約管理係長	岸川 斉	生涯学習課 社会教育係長	森永喜代美
		生涯学習課 小城公民館係長	真子 祐輝
		生涯学習課 牛津公民館係長	副島 政隆
		監査委員事務局 係長	高塚 直美
		会計局 審査出納係長	川原小百合

新規採用職員紹介

／よろしくお願ひします！／



後列左から

総務課 正嶋 明季
 辻 久美子
 環境課 山崎 博史
 社会福祉課 淵上 梢
 江口 秀平
 高齢障がい支援課 高田 恭平
 健康増進課 篠原由佳里
 下水道課 大工 良太
 まちづくり推進課 藤 大幸

前列左から

生涯学習課 南里 衣美
 水道課 副島 丈弘
 野田 悠斗
 健康増進課 (保健師) 大田 裕子
 小城保育園 橋本 華菜
 岩松保育園 横尾 美咲
 砥川保育園 松枝 祐璃
 三日月幼稚園 古川末乃莉